

令和 7 年 3 月 31 日
感 発 0331 第 12 号
医 薬 発 0331 第 36 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省 健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
(公 印 省 略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 12 条第 1 項の規定による報告及び予防接種に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 68 条の 10 第 2 項の規定による報告等の取扱いについては、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号・薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬食品局長連名通知。以下、「連名通知」という。）に従い、御理解と御協力をいただいているところです。

今般、連名通知の一部を別紙のとおり改正することといたしましたので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。

記

1 改正の概要

令和 7 年 4 月 1 日から、带状疱疹の予防接種を予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく定期の予防接種とすること、国立健康危機管理研究機構が発足することに伴い、所要の改正を行うもの。

なお、带状疱疹ワクチンの副反応疑い報告基準は、現在の水痘ワクチンと同一とする。

2 適用日

令和 7 年 4 月 1 日